

決 議

東大急小増新本位在ニ世傳云ニキル人
ニ下台以上ノ存在塔 塔全属工場ニ
就キ特別調査委員ヲ置キテ之ヲ分テ
精確ニ調査スルニキル人
決 議 云

案 行 方 法

- (1) 特別調査委員ノ置キ方ニ注意スル
- (2) 本部調査部員等ノ統制ノ必キル
- (3) 工場調査委員ノ任命ニテ
- (4) 出動ニ付テ調査スルニテ

地方官(道)官ニテ之ニ注意スル

調査員ノ一人ニテ之ヲ分テ
或ハ自ら知人ヲ調査スル

右ニテ調査員ノ置キ方

調査員ノ置キ方

調査員ノ置キ方